

国総バ第 102 号  
令和 5 年 11 月 7 日

不動産・建設経済局不動産課長 殿

総合政策局バリアフリー政策課長  
( 押 印 省 略 )

改正障害者差別解消法の施行に向けた関係者への周知について（依頼）

日頃より、障害者施策の推進にご協力賜りありがとうございます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）について、差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者に対し「合理的配慮の提供」を義務付けること等を内容とした、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 56 号）が令和 3 年 6 月に公布され、令和 6 年 4 月に施行されます。また、同改正に伴い、障害者差別解消法に基づく基本方針についても、令和 5 年 3 月に改正されました。

障害者差別解消法に基づき、主務大臣は事業者向けの対応指針を策定することとされておりますが、国土交通省では上記改正を踏まえて、事業者・障害当事者双方の関係者による意見交換の結果を基に、別添のとおり、国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（以下「対応指針」という。）の改正を行い、令和 5 年 11 月 2 日に公表いたしました。

つきましては、貴部局の関係団体・関係事業者等に対し、改正内容の周知と併せて、法の趣旨や基本方針、対応指針について改めて周知するとともに、法の目的を踏まえた障害者対応が適切に行われるよう、更なる普及・啓発の取組をよろしく願います。

なお、内閣府による障害者の差別解消に向けた理解促進のためのポータルサイト（<https://shougai-sha-sabetukai-shou.go.jp/>）において、事業者が障害者に対応する際に参考となる対応例を提供しているため、参考にさせていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

総合政策局バリアフリー政策課  
TEL：03-5253-8111（内線 25-523）  
TEL：03-5253-8306（直通）